

令和7年2月5日

## 暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングにおける不正送金事案や、還付金詐欺・架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺において、暗号資産交換業者へ送金される事案が多発しています。

当行では、お客さま保護および不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者へのお振込に際し、口座名義人と異なる振込依頼人名に変更してお振り込みされる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。

今後もお客さまにご満足いただけるよう、より一層サービス・利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 【対象となるお取引】

振込依頼人名を変更して暗号資産交換業者宛てにお振込をする取引

<取引例>

出金口座のご名義	送金依頼人名	取り扱い
サガ タロウ	サガ タロウ	○
サガ タロウ	サガ タロウ 12345	○
サガ タロウ	アクニン イチロウ	×

※口座名義の前後に数字を付される場合は制限の対象にはなりません。

【本件に関するお問い合わせ先】  
株式会社佐賀銀行 業務管理サポート部  
マネー・ローンダリング対策室  
0952-22-2112